

売 買 契 約 書 （案）

1. 売 払 い 物 品 の 名 称	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
2. 規 格 ・ 数 量	〇〇
3. 売 払 金 額	¥ 〇 〇 〇 , 〇 〇 〇 -.
4. 契 約 保 証 金	¥ 〇 〇 〇 , 〇 〇 〇 -.
5. 引 渡 場 所	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
6. 引 渡 期 限	令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の物品について、売払者 加 古 川 市 （以下「甲」という。）と、
買受者 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 （以下「乙」という。）は、別記約款の条項によって
売買契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住 所 加古川市加古川町北在家 2 0 0 0 番地
加 古 川 市
氏 名 加古川市長 岡 田 康 裕 印

乙 住 所 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
氏 名 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 印

売買契約約款

(総 則)

第1条 乙は、甲が行う頭書物品の売払いにあたり、次の条項により契約を締結する。

(契約保証金)

第2条 契約保証金については、納付済みの入札保証金を全額充当するものとする。

(売払代金の残金の支払い)

第3条 乙は、売払代金から契約保証金を控除した額を売払代金の残金として、甲の発行する納付書により、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに甲に支払わなければならない。

(移転登録等)

第4条 売却物件の所有権は、乙が売払代金の残金を完納した時に、甲から乙へ移転するものとする。

2 売却物件の移転登録は、甲が乙の売払代金の残金の納入を確認したのちに、乙が遅滞なく行うものとし、手続き完了後に乙はそれを証する書類の写しを市に提出しなければならない。

3 前項の手続きに要する費用は、全て乙の負担とする。

(売却物件の引き渡し)

第5条 甲は売却物件を甲の指定する場所において引渡期限内に現況有姿のまま乙に引渡すものとし、乙は当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、売却物件の引受け及び搬出の実施については、甲の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、乙が行わなければならない。

3 前項の手続きに要する費用は、全て乙が負担するものとする。

(乙の請求による引渡期限の延長)

第6条 乙は、天災地変その他その責に帰すべきことができない理由により、引渡期限内に手続きを完了することができないときは、甲に対してその理由を付して引渡期限の延長を求めることができる。その延長日数は、甲、乙協議して定めるものとする。

(危険負担)

第7条 乙は、この契約締結の時から物品の引き渡しまでの間において、物品が甲の責めに帰することのできない理由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売払代金の減免を請求することができないものとする。

(かし担保)

第8条 乙は、この契約締結後において、物品に隠れたかしのあることを発見しても、これを理由として売払代金の減免若しくは損害賠償又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の変更及び中止等)

第9条 甲は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は物品の売払いを一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、引渡期限又は売払金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) 契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。又は暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合については、この限りでない。

（秘密の保持）

第12条 乙は、契約の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（補 則）

第13条 この契約に関し、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、加古川市財務規則（昭和44年加古川市規則第13号）によるほか、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。